

参考資料

1 海外視察報告概要

ラスベガス視察概要

(1) 期間・場所

調査期間:平成20年11月10日(月)～14日(金) 3泊5日

調査場所:米国ネバダ州ラスベガス

(2) 参加者名

	名 前	所 属
団長(委員)	元山 和仁	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科教授
副団長(委員)	國場 幸一	沖縄県商工会議所連合会会長
委員	糸数 久美子	沖縄県中小企業家同友会代表理事
沖縄県	仲田 秀光	沖縄県観光商工部部長
沖縄県	糸 数 勝	沖縄県観光商工部観光企画課主幹
沖縄県	玉城 勝也	沖縄県知事公室秘書課 通訳
コンサルタント	宮城 榮治	株式会社国建 地域計画部 部長
コンサルタント	大城 涼子	株式会社国建 地域計画部 主任

(3) 訪問先

ア State of Nevada Gaming Control Board :NGCB ネバダ州ゲーミング管理局

(ア)訪問日

11月10日(月) 16:00～17:00

(イ)対応者

- ・ Mr. Gregory J. Gale, CPA, Chief Auditor, Audit Division (監査課長)
- ・ Ms. Renee Rivera-Shaffer, Deputy Chief, Enforcement Division (法執行課副課長)
- ・ Mr. Patrick D. Wynn, Deputy Chief, Investigations Division (捜査課副課長)
- ・ Ms. Diane Presson, Supervisor, Investigations Division (捜査課主任)
- ・ Ms. Kathleen A. Faust, Special Agent-Agency Liaison (連絡調整)

(ウ)ヒアリング内容

組織体制

- ・ ネバダ州ゲーミング管理局(NGCB)は、ネバダ州におけるカジノ産業の監視・管理を行い、州法と規則に照らしながらカジノ産業の適正管理を担当している。



- ・①法執行課、②監査課、③税・ライセンス課、④捜査課、⑤企業保安課、⑥電子サービス課、⑦管理・運営課の7課、430人の職員がいる。
- ・監視・警備については、市警察のカジノ担当の警官が100人体制であたっている。

ネバダ州の依存症対策

- ・1998年、カジノ免許事業者に対しギャンブル依存症に対する問題対処のプログラム作成と情報提供を行うことが法律で義務づけられた。
- ・2003年、ネバダ議会にてギャンブル依存症などを支援する資金調達の法律が出された。

州の税収

- ・ネバダ州がカジノを合法化した理由は、州の利益となるからである。
- ・カジノからの税収は州全体の収入の35%にあたる。
- ・資金はスロットマシンごとに2ドル徴収され、4半期ごとに管理局に集められて一般会計へ計上される仕組みになっている。
- ・20万台のスロットマシンが州内にあるが、2007年には年間で160万ドル(約1億5,360万円)を徴収した。
- ・税金の算定基準の主なものはゲームや機器の数。
- ・ラスベガスは世界で最もカジノ収益に係る税率が低く6.75%である。
- ・管理局の課題としてはこうした収益をきちんと徴収することである。統制基準等はHPでも公開している。

ゲーミング事業の規制

- ・アメリカゲーミング協会(AGA)という全米のゲーミング事業者の加盟する団体があった。その団体では「責任あるゲーミングのための企業行動憲章」を作成している。
- ・未成年者によるギャンブルが摘発された時は、事業者において罰金や免許剥奪などがある。
- ・管理局とカジノ事業者とは教育プログラム等を通じて良好な関係を保ち、法律や規則が守られるように取り組んでいる。

今後の課題

- ・職員は数年で別の業界に行くこともあるため、警官を含め有能な人材を確保すること。

イ MGM MIRAGE: MGM ミラージュ社

(ア)訪問日

11月10日(月) 17:45~19:00

(イ)対応者

- ・ Mr. Bowers Vice President MGM MIRAGE DEVELOPMENT (副会長)

(ウ)ヒアリング内容

ホテル内の主要施設の視察・概要紹介、事前に提示した質問に対して説明を受けた。

施設概要

- ・大小さまざまな会議室があり、大きさは、4,645 m²、1.86ha、3.7ha、14ha である。
- ・アリーナスタイルであれば、MGM グランドアリーナがある。
- ・コンベンション（会議）施設は、15,000 人から 16,000 人収容が可能。
- ・劇場も 1,500 人から 2,000 人収容の施設等がある。
- ・他にナイトクラブ、バーなどがある。
- ・部屋やレストランをリニューアルして質を高め、顧客確保を図っている。さらにシティ・センターを建設中である。



従業員の体制

- ・従業員は 5,000 人から 10,000 人程度（フルタイム換算で 7,000 人）。割合にするとゲーミングで 20%、ホテルで 20%、飲食 30%、その他ショッピング、ショー10~15%、管理部門で 10~15%となっている。
- ・基本的に 100%地元採用である。

客層・収益等

- ・ハイローラーの割合等についての資料は無い。ハイローラーのほとんどはバカラゲームで楽しんでいる。ラスベガスとマカオでは利用形態がかなり異なる。
- ・客層は 12%が海外、35%がカリフォルニア州、その他が国内となっている。
- ・VIP 収益は、売上げの 20%、人数は 1%未満。利用部屋数が 80 室あることから推察可能。
- ・客の 85%がカジノをする。
- ・宿泊部門の動向は良い。スロット部門も良い。テーブルゲームはやや落ち込んでいる。飲食、ショッピングは採算が合っているが、ショー部門はやや落ちている。これはカジノ客に対して、サービスすることが多くなっていることも理由にある。

依存症対策

- ・ネバダ州ゲーミング管理局（NGCB）に対して、依存症対策として毎年 200 万ドル（約 1 億 9,200 万円）を拠出している。他にもアメリカゲーミング協会（AGA）などへの寄付など、積極的に活動している。

日本（沖縄）への進出条件に対する考え

- ・日本への進出に関していえば、非常に興味を持っており、法制化に基づき、具体的に動いていきたいと考えている。
- ・沖縄進出におけるコンセプトについては、やはり地元を基本として考えることかと思う。また、立地特性マーケットを見据えていろいろ考える必要がある。
- ・空港との距離はできれば30分以内にあったほうがよい。顧客のことを考えればそれがベストである。

地元客の入場規制に対する考え

- ・進出に際しては、法制、税制、地元の人の入場の可否が判断基準となる。地元が禁止になると当然マーケットに影響する。施設の計画もいろいろ考えないといけない。行政判断でありなんともいえない。オペレーターにとってはいろいろと悩ましくなる。
- ・大規模施設を考えると、年間500～1,000万人規模の客が必要であり、それが見込めないのであれば、小規模な施設にならざるを得ない。
- ・税金を高くするとオペレーターは悩む。シンガポールはハイローラーの税制を低く抑えており、これを戦略として位置づけることを念頭にオペレーターも進出している。

ウ Nevada Council on Problem Gambling: ネバダ州責任あるギャンブル推進のための協議会 (ア)訪問日

11月11日（火）14:00～14:30



組織の業務内容

- ・ネバダ州責任あるギャンブル推進のための協議会は1984年、非営利組織として設立され、その主目的は、ネバダ州市民やビジネスにおける問題あるギャンブルの影響について議論することである。
- ・本協議会は、問題あるギャンブルの情報源として、また問題あるギャンブルに影響された個人または家族への支援や更正プログラムを提供する組織としての役割をもつ。
- ・協議会の使命は、ネバダ州における問題あるギャンブルに対する意識付け、教育の促進、また質の高い対処の提案をすることにある。協議会は合法化されたギャンブルに対し、賛成、または反対の立場を取るものではない。
- ・4人の常勤者がいる。
- ・ボランティアは必要に応じて地域より募集している。

エ University of Nevada, Las Vegas: ネバダ大学ラスベガス校

(ア)訪問日

11月12日(水) 8:30~10:00

(イ)対応者

- ・ Prof. Vincent H. Eade Hotel Management Department
(ホテル経営学部教授)



(ウ)ヒアリング内容

大学におけるゲーミング管理の講義の概要、調査研究の取組みなどについて説明を受けた。

講義・コース内容

- ・ネバダ大学では、学生に単位を与えてゲーミングの学位を与えるコースと、業界人が参加する認証セミナーがある。
- ・本大学は、アメリカの4年生大学で唯一、ゲーミング管理部門で学位が取れる。
- ・ゲーミングの単位は124単位であり、確率・統計や数理等、数学分野が最も重要である。心理学、語学(フランス・スペイン語)、論理学、異文化教育の一般教育なども含まれる。
- ・ゲーミング学位に必要なクラスは、ゲーミング運営入門、オペレーションコース、ゲーム・スロット分析、カジノテーブルゲーム保護(不正事例に対する管理)、スロットマシンなどのゲーム機管理、消費者心理による効果、マーケティング・プロモーション、苦情処理などであり、座学だけでなく、実学・現場実習などがある。
- ・「F&B」というコースがあり、4年間の総仕上げとして学生がチーム制でカジノを運営する授業がある。
- ・問題あるギャンブル依存症へ対応するクラスもある。ここではゲーミングの社会学、行動学、脅迫心理や問題解決の方法などを学ぶことができる。
- ・大学には、問題あるギャンブル依存症に特化した研究所もある。
- ・教育の他に調査研究、サービス等の研究を行っている。



学生への指導方針・方法

- ・ゲーミング管理局で行う免許認定時の調査もあり、生徒にはカジノ開業に対する具体的な手法を指導する。
- ・学生に対する実践的な訓練としては、ゲーミングに関する研究レポートの作成、ゲーミングのインターンシップ(無料)、学期最後の論文作成がある。授業の成績は教授だけでなく、カジノ事業者からも評価を受ける。その他、実際に給料をもらう職労体験が最低1,000時間程度行われる。ただし1975年当時と違いカジノ従業員が昇進する上で学位が必要となった。職労体験は昔よりも重要性においては異なる面も出てきている。
- ・ディーラーに対する授業は、本大学では管理部門をメインとしているため行っていない。

コミュニティカレッジ（短大）では、各ゲームの手法についての講義があり、その単位を認定することはできる。また職業学校にてディーラーの養成も行っている。昔はカジノで自社養成していたが現在はあまりない。ニュージャージーにはカジノディーラーの資格があるが、ラスベガスでは特に資格としてはない。

※ディーラー：カジノ場のテーブルでカードを配ったり、ルーレットを回したり、配当額を計算しチップを支払ったりするカジノゲームの進行役。

- ・ゲーミングだけでなくカジノ事業の運営全体について講義する。会計学や接客業、人事、法律、最低賃金、超過勤務や雇用に関する法、サービス、安全管理、企業集団としての行動、飲食部門などの選択科目がある。
- ・カジノの監視施設と同等の機材を大学でも設置し、学生が監視や管理について、実践的に学べるようにしている（実際に管理ルームを見学）。

カジノ業界への就職

- ・フォーラムを開催しており、年3~4回各カジノ人事担当者と会い、人事課題や良い従業員を捜す方法、競争力をつける方法、給与調査などを行っている。
- ・企業のトップに対する教育を提供しており、オクラホマ、インディアン、ヒルトン、ハラズ社、クルーズ船などの事業者の実績がある。
- ・学位卒業後は当然最初のレベルから職員として配置される。例えば、ホテルのフロントアシスタントなど。
- ・ディーラーの働きはじめはダウタウンからスタートする。ダウタウンは低いレートで始めるため時給も低く、チップで収益を得る。
- ・通常は、ディーラーは複数のゲームを扱うことを条件として雇われるが、ダイスやバカラなど専門的なものは、このゲームの専属として雇われる。
- ・ラスベガスのメイン通り（ストリップ）のディーラーは、時給10ドル（960円）未満と聞いているが、友人に聞くと年収10万ドル（約960万円）を稼いでいる。これはチップによるものである。
- ・ラスベガスではチップをもらえる職種は安い時給、もらえない職種は高めの時給に設定されている。
- ・従業員に対しては託児所や歯医者などのケアもある。
- ・カジノがあるホテルでは、客室1室に対して、従業員1~2人を必要とする。カジノの直接的な雇用以外に、建築や教育、飲食など1.5倍の間接的な効果がある。

宿泊税について

- ・ホテル宿泊税からの収入は、ラスベガス観光局がネバダ州をプロモーションする時に使っている。
- ・住民の67%が、宿泊税を上げて教育に利用すべきとの意向調査結果が出ており、税収は

今後さらにあがる可能性がある。

犯罪発生率について

- ・カジノに関連してラスベガスは犯罪率が高いと言われるのは、セキュリティが高くあり、カジノ場が密集しているため犯罪の検挙率が高くなっているためである。

オ Las Vegas Convention and Visitors Authority:ラスベガス観光局 (ラスベガスコンベンションセンター内)

(ア)訪問日

11月12日(水) 10:30~12:00

(イ)対応者

- ・ Mr. Rafael Villanueva, Director of international sales (国際営業部長)
- ・ Mr. Kevin Bagger, Director of Internet marketing & Research
(インターネットマーケティング・調査部長)

(ウ)ヒアリング内容

ラスベガス観光、観光局の概要、コンベンションの誘致状況等について、資料提供及び説明を受け、施設内の視察を行った。



組織体制・予算

- ・ラスベガス観光局は、公的機関・準政府機関である。局長については公選と、ビジネス界の代表からなる。資金源は宿泊税で80%に相当し、その他20%はコンベンションセンターの収益である。
- ・宿泊税のうち47%が観光局、53%は道路、学校、公園、自治体などの事業へ利用される。
- ・ホテルの部屋ごとに9%の宿泊税がかかるが、将来的には上がる可能性がある。
- ・市関係者から選ばれた人もいるが完全な独立法人であるため、市への報告などない。
- ・業務目的は、ラスベガスを世界のレジャー、ビジネスの目的地とすることで、世界の各都市と競争している。

ラスベガスへの来訪者数・収益

- ・ラスベガスモデルが成功している例として、2007年の客室稼働率90.4%であり、他地域より群を抜いている。この10年の観光客数は毎年伸びており、2007年は3,920万人(過

去最高) である。

- ・コンベンション誘致に力を入れており、長期的な視点では伸びている(年毎に会議開催数が異なる。)観光局及び各ホテルのコンベンション誘致数は620万人に及ぶ。観光局単独としては150万人程度ある。
- ・平均客室単価は下降しているが、カジノからの収益を踏まえて安く設定している点もある。ラスベガス全体で13万7,000室あり、カジノからの収益があるため、宿泊やサービス単価は安くしている。
- ・会議参加者は経済危機を受けて、対前年度比で減少している。クラーク郡におけるゲーミング収益は6.5%減少している。半分程度は空路から入る観光客である。
- ・2008年を通しての予測では、2~3%程度観光客数は下がるとみている。稼働率は全米では最も高いが、それでも2.5~3%減少すると見ている。2007年(昨年)は過去最大の稼働率を記録した。そのため客室単価も最大10%くらい下がることが予想される。
- ・金融危機を乗り切るため建設事業が進められており、現在の13万7,000室から2016年までに16万室まで伸びる予定である。パラッツォが今年開業し、トランプやエンクワラスベガスなどが年内開業予定である。MGMのシティ・センターも計画どおり建設が進められている。
- ・会議目的の利用者は16~17%だが、長期的には20%くらいまでを目標としており、ゲーミングだけでなく、様々なエンターテイメントやゴルフ、飲食等の事業を進めたい。ラスベガスは、これまで以上に発展していくためのリニューアルが進められる。

コンベンションの誘客活動

- ・国際営業部では、ラスベガス全体のコンベンションを誘致する活動を行っている。
- ・観光客への売り込みは、8,000万ドル(約76億8,000万円)以上の広告宣伝費をかけている。海外に対しては1,800万ドル(約17億2,800万円)かけている。日本については東京に事務所がある旅行社に売り込んでいる。
- ・観光局は12の事務所があり、東京事務所、シンガポールがアジア全体、ヨーロッパではドイツ、フランス、イタリア、スペインがEUを見ており、イギリスは別にある。ロシアはモスクワに7月にプロジェクトベースで契約をしており、MITTショーを3月に予定している。
- ・日本からの観光客は、ここ2年間かなり減っている。(JALのラスベガス直行便が廃止になった。)
- ・コンベンション施設経営の採算は、観光局についてはギリギリ採算がとれている。
- ・コンベンションビジネスの魅力は普段休暇で来る人よりも、参加者がお金を落とす金額が大きい点にある。
- ・ラスベガスの会議は似たようなものを一緒に行うことで、例えば「自動車ウィーク」として、複数の会議やショーを連携して行い、相乗効果をもたらしている。

カ Harrah's Entertainment:ハラーズエンターテイメント社

(ア)訪問日

11月12日(水) 17:45~19:00

(イ)対応者

・ Mr. Charles L. Atwood Vice Chairman Of The Board (経営顧問の副会長)

(ウ)ヒアリング内容

ホテル内の主要施設の視察・概要紹介、事前に提示した質問に対しての説明を受けた。



会社概要

- ・ハラーズ社は、全世界に50のリゾート、10万人の雇用を行う、総合リゾート会社である。
- ・本社はハラーズエンターテイメントから、シーザーズエンターテイメントに変更される。このシーザーズパレスが統合型リゾートの原点になっている。

該社が考える成功する条件

- ・リゾートの成功には5つの要件がある。
- ・1つ目は外国人・内国人ともカジノへの入場が許可されるかという点。世界で最も成功した外国人専用カジノはソウルのウォーカーヒルであり、ほとんどが日本からの客である。マレーシアやソウルなどは外国人観光客専用であり、よって、施設も規模的にもそれなりの投資額(少ない)となり、経済効果も少ない。
- ・多くの人々が地元の人々の立ち入りを制限することでギャンブル依存症を抑制できると考えているが、私は別の方法で抑制は可能だと考えている。
- ・2つ目には利便性の高い場所であることである。近くに巨大なマーケットが必要であり、物理的距離は来店頻度に大きく影響する。マカオは95%が車やフェリーでの訪問者、ラスベガスも車は55%、飛行機が45%である。
- ・自宅から施設まで移動時間が1時間未満の居住者(合法的賭博者)の数は、ソウルで500万人、マカオ5,000万人、ラスベガスで4,000万人である。さらに彼らは所得も高い。
- ・ハラーズ社では、カードでポイントがたまるロイヤリティ・プログラムを実施している。ダイヤモンド・カードとセブンスターカードがある。ダイヤモンドとセブンスターの客で、社の売上げの65~70%の収益を占めている。

- ・平均的にダイヤモンド顧客は平均で 7,000 ドル (約 67.2 千円)、セブンスター顧客は平均 40,000 ドル (約 384 万円) を使用する。一定の額でプレイをすればこのカードを所持できる。国内で 4,000 万人がカードを所持している。
- ・3 つ目は投資を促進する税率であること。税率の違いと施設内容に関しては比例する。シカゴ (イリノイ州) のように高い税率で、常に税率が変動する地域では小さなカジノ施設しか作れない。ラスベガスの税率は 6.75% と安く常に安定している。
- ・4 つ目は運営に関する規制である。トロントでは施設は公設で、運営をわが社で受託している。トロントでは 3 つカジノがあるが全て政府所有である。しかし、ここのカジノは、政府、ハラーズ社両方とも利益はない。
- ・政府が所有して民間がマネジメントするよりも、全て民間で行う方が良いと考えている。
- ・統計上、ロンドンは大きな市場と成りうるが、厳しい規制環境に置かれている。規制当局と事業主は切り離し、誰に事業をさせるか規制しても良いが、どのような経営を行うかは規制してはならないと考えている。
- ・5 つ目はカジノ事業者に許可するライセンス数は適正かどうかという点。マーケットに応じた規模でなければ、全体として難しくなる。我々の提案のひとつとして、考えられる収益の規模に応じて与えるライセンスを決めるべきであるということがある。

日本への進出条件等

- ・これからカジノを作るうえでの魅力ある商品とは、①一生に一度は行きたいと思わせる内容であること。②リラックスできること、例えば健康・保養を取り入れたメディカルツーリズムはトレンドがある、③ワクワクドキドキ感のある内容であること、④文化、精神世界的要素を取り込むこと、⑤自己啓発につながるような機能を取り込むことである。
- ・古くなった製品は新しく作り替える必要がある。沖縄で統合型リゾートを作るのであれば、世界一流のディベロッパー、事業者を選ぶ必要がある。
- ・アジアのカジノはできたばかりで、今後有望と考える。次の巨大統合型リゾート市場は日本であると考えられる。
- ・ゲーミング業界は投資が別のマーケットにも波及し、経済の安定に寄与している。
- ・日本進出についてはやはり条件による。外国人だけを対象とするとやはり魅力が無い。また税制に関しても進出における一番重要な問題と考える。

2 シンポジウム結果報告

(1) 概要

ア 目的

沖縄県は現在、日本国内の観光客を中心に年間約 587 万人(平成 19 年)が訪れている。このうち外国人観光客は(約 17 万人)に留まっており、今後、外国人観光客の大幅な誘致に向けた取り組みが必要となっている。

カジノ・エンターテインメントは、国際観光振興策において、観光資源であるだけでなく、経済波及効果、税収・雇用効果をはじめ新たなエンターテインメント産業の創出に寄与するものとの期待もあり、導入実現に向けて、各国の事例を参考に方向性や制度的対応が議論されている。

カジノ・エンターテインメント導入については、沖縄型カジノ・エンターテインメントのイメージ構築や観光収入、雇用創出、経済波及効果を試算することを目的に、検討委員会の場で議論を行っている。

シンポジウムでは、県が設置したカジノ・エンターテインメント検討委員会での検討状況、有識者による国内外の取り組みや考え方等について、広く県民に情報の周知を図ることを目的としている。

イ 日時・場所等

日時：平成 20 年 12 月 19 日(金) 13:30～16:30

会場：沖縄コンベンションセンター 会議棟 会議場 A 1

来場者：県民一般対象/194 名参加(事前申し込み 256 名)

ウ プログラム

会場受付 13:00～

開場/開会挨拶(司会：観光企画課長 新垣 昌頼) 13:30～13:40

① 基調講演 13:40～14:25
テーマ：「カジノ・エンターテインメントの動向 –管理体制と犯罪コントロール–」
講演者：谷岡 一郎(大阪商業大学 学長)

② カジノ・エンターテインメント検討委員会における検討状況の報告 14:25～14:45
報告者：松本 真一(沖縄県観光商工部 参事監兼観光交流統括監)

休憩/会場設営(10分) 14:45～14:55

- ③ パネルディスカッション 14:55～16:05
 コーディネーター：小濱 哲（横浜商科大学 教授）
 パネリスト：谷岡 一郎（同上）
 赤木 健利（特定医療法人富尾会 桜が丘病院（熊本市在）院長）
 元山 和仁（沖縄女子短期大学 教授）
 安里 政晃（社団法人日本青年会議所沖縄地区協議会 会長）
- ④ 質疑応答 16:05～16:25
- 閉会／閉会挨拶 16:25～16:30

(2) 基調講演 議事要旨

テーマ：「カジノ・エンターテインメントの動向 –管理体制と犯罪コントローラー」 13:40～14:25
 講師：谷岡 一郎 大阪商業大学 学長

(近代社会主義における経済の視点)

- ① 近代資本主義社会において「リスクをとる」又は「投資行動」は株取引や先物取引も含め、ギャンブルのような類似行為でもありとも考えられているが、モノをつくり、リスクをとり、投資をするという行為は尊いと考える。
- ② 船舶に保険をかけるロイズ保険会社は 19 世紀当時ロイズというコーヒーハウスだった。当時ロンドンから東インド会社に船を出す際、責任者を募り、船に保険をかけさせた。このように「保険」は近代資本主義社会システムとして、このギャンブルに近い行為からスタートした。

(ギャンブル事情)

- ① インターネット上にはカジノが多く存在するが、日本に最初に上陸したのはイギリスのスポーツ賭博で、15 年くらい前に上陸、日本人相手のスポーツ賭博をはじめており、口座さえイギリスにあれば参加できる。
- ② 現在はスロットマシン、ポーカー、ルーレットやブラックジャック等がオンライン上で行える。これは刑法 185 条において違法とされている。
- ③ アルコール依存と同様、ギャンブルが自由化されれば依存症患者は増える。
- ④ 3 頁、図表-1のアトランティック・シティのホテル・カジノ基本データより、アトランティック・シティは全米でもネバダ州に次いで大人 1 人当たりのゲーム機械の多い州となったが、100 人に 1 台以下程度である。
- ⑤ 日本にはパチンコ・スロットマシンは 496 万台あり、大人に換算すると、20 人に一台が割り当てられる。これは世界中で合法化されているギャンブルマシン台数を全て合わせて 248 万台であることから、日本ではその倍の 496 万台がパチンコ・スロット機として現在稼働中である。

(アトランティック・シティにおける犯罪とギャンブルを取り巻く犯罪の実態)

- ① ニュージャージー州のアトランティック・シティでは、1978年からカジノを導入しており、それまで(ネバダ州が)マフィアに支配されてきた経緯を踏まえ、どのようにコントロールするか議会にて議論している。
- ② 4頁、図表-Cの2001年度の各カジノ・ホテルにおける犯罪と逮捕者より、カジノ全体で事件発生数は2,053件あり、一年で割ると、一日平均5~6件となる。逮捕者数は1,430名、余罪件数が583件ある。発生時間では、週末の夜が多い。
- ③ 5頁、図表-Iの2001年度アトランティック・シティのカジノにおける殺人や強盗などの粗暴犯は殆ど発生していない。凶悪犯罪は極めて少なく、カジノフロアでは起こっていない。
- ④ アトランティック・シティのホテル、カジノで発生したもめ事、違法行為はどのようなささいなものであっても当局へ通報し、ファイルすることが義務付けられており、現場処理は高額の罰金が発生する。粗暴犯は喧嘩等を入れても1日1件以下である。
- ⑤ 6頁、カジノにおける犯罪件数は885件、一番多いのはキャッシャー以外の窃盗で、隣の人のスロットマシンからコインカップを盗る、ゲームに熱中している人の鞆等の置き引きのケース等で、405件ある。次いでキャッシャー内の窃盗・詐欺が304件ある。全体の犯罪の4割~5割はカジノ従業員による犯罪である。
- ⑥ 日本では、例えばコンビニエンスストアの従業員がキャッシャーから現金をとることは前提にせず雇用するが、アメリカではコンビニエンスストアでは倉庫の入口等含め監視カメラを設置し管理し、従業員含め管理をしないと犯罪が起こるかもしれないということを前提としている。
- ⑦ 青少年が歳を偽って入場することの懸念については、学生証は法律で身分証明として認められていないことに加え、もし青少年が提示した学生証で年齢が21歳以上でも、そうでなかった場合が発生すると、ホテル・カジノ側の罰金となる。
- ⑧ ラスベガスのトロピカーナホテルのカジノ場に、変装した覆面捜査員を入れ、ホテル従業員がIDの確認をするか、おとり捜査を行ったところ、IDの提示を求めなかったことから、ホテル側が約4,500万円の罰金を科せられた。

(カジノ経営における管理体制)

- ① 8頁の人事管理、ホテル・カジノ組織図で、設置母体があり、ホテル・カジノ総責任者がいる。事務局としてそれを補佐するグループがある。ホテル・カジノのCEOという総責任者は一人、その代理が2~3人いる。
- ② 1つの職に対し、24時間営業であることから、1人あたり8時間としても3人必要なる。
- ③ 経理はじめ広報・マーケティングすべての部門においても同様に、少なくとも3人体制で運営しなければいけない。
- ④ 設置母体の下に総務として事務局があり、法務・渉外、広報・マーケティング、施設・管理、警備・安全、人事と5つある。
- ⑤ 広報・マーケティングは、アジアマーケティング、ヨーロッパマーケティングなど、様々な部門に分かれている。
- ⑥ カジノのオペレーション部門は3~4つあり、会計部門、カジノ部門、ホテル部門、フード/ドリンク部

門それぞれ独立した部門がある。

(カジノ部門の人事と監視システム)

- ① 9 頁、カジノ部門について、日本に将来カジノが設置されたらディーラーの養成が必要だといわれるが、養成は半月で可能。
- ② 日本で一番不足しているのは、スロットマシン部門、テーブル部門などのマネージャー、副マネージャー、シフトマネージャーや、他の部門のマネージャーやボス、6 つ程のテーブルゲームを管理するピット・ボスなど様々な部門の上に立つ人材である。国内の大学では大阪商業大学を除いてこのような人材を育てている大学はない。
- ③ 慶応大学では公共経営学科の中でレジャー・エンターテイメントコースとしてマネジメントや法律等全て分かるよう大学院レベルまでコースを設けている。
- ④ カジノは人的集約産業で 24 時間営業であり、一人あたり 1 日 8 時間労働としても、普通の産業の 3 倍の人材が必要となる。
- ⑤ 海外のオペレーターが国内に参入する場合は、彼らが行っているオペレーションを全て精査し、こちら側の意向も伝え、クレームも含めたコミュニケーションができるような人材が必ず必要となる。
- ⑥ カジノを導入する場合は、受入れるのが地方自治体であれば、その地方自治体側がオペレーションの監査ができる人材を養成しておかなくてはならない。
- ⑦ 9 頁のクラップス・テーブルの相互監視システムは、スティック・パースンはディーラーの不正を監視し、ボックス・パースンは特にスティック・パースンに対し不正を監視し、背後にあるピット・ボスはボックス・パースンを含め、全ての従業員が不正等をしていないかチェックし、それを補完する天井の監視カメラを含むシステムで、全ての映像は 1 ヶ月間保管される。
- ⑧ 従業員による不正があるかもしれないという場合は必ず映像の提出をし、一日の経理が 500ドル合わなかったら当局に知らせ、調べる義務がある。

(カジノ会計部門)

- ① 10 頁、会計部門のカウント・チームでは鍵を持たされるのは 3 人に限られ、使用者の鍵の保持時間等全て記録される。カジノのオーナーでも鍵を持つことは許されていない。

(ニュージャージー州のゲーミング管理・規制)

- ① ニュージャージー州カジノ管理委員会が設置されており、民間弁護士等が委員となる。重要な部門はゲーミング執行局であり、この部門で数値や犯罪捜査、その他を扱っている。
- ② ゲーミング執行局にはニュージャージー州司法省、日本でいう司法副大臣格がこの省に出向し、全責任を持つ。
- ③ 12 頁、ゲーミング執行局では局長、局次長があり、この 2 人が一番責任者で、他司法活動と警察活動の 2 つに分かれており、司法活動と警察活動を活動の中心としている。
- ④ 警察活動に関してはカジノ情報課、犯罪捜査課の 2 つに分かれる。
- ⑤ 13 頁、A「カジノ情報課」組織図、B「犯罪捜査課」組織図で重要なことは、警察官を受け入れる費用は全てカジノ運営費から出され、税金を使っていないことで、それぞれのカジノ場の収益に比例して

予算を拠出している。

- ⑥ ニュージャージー州のゲーミング執行局では全ての人員を合わせると 270 名となり、その費用もカジノ・ホテルから拠出されている。
- ⑦ ニュージャージー州は、カジノ場で起こった犯罪等に専従するよう、常に 80 名程度の警察官がフルタイムで 12 のカジノ場に雇われている。
- ⑧ 15 頁の下、F「従業員ライセンス課」は、従業員のライセンスを更新する部門で、ディーラーのライセンスを更新するにあたって、犯罪行為の有無、2 年間の銀行取引を全て等、人権侵害ともいえるほど多くの背景チェックがされ、犯罪履歴がなければ更新される。
- ⑨ 日本での背景チェックの必要性についてはカジノ法案作成関連団体へ打診しているが、日本の場合は既得権が曖昧になることがある。背景チェックの考え方は付与された権利ではなく、偶然その期間のみ許されているという制約にすぎないという考えである。

(ネバダ州のゲーミング管理)

- ① 18、19 頁、ネバダ州のゲーミング・コントロール・システムについて、ネバダ州では警察官を雇っておらず、ネバダ州ゲーミング管理局の表内にある人員数で 3,000 ヶ所近くあるネバダ州全体のゲーミングライセンスが必要な企業全てを賄っている。
- ② ネバダ州では、反対派でも、現在組織暴力団の関与はないとの声明を提出しているほどクリーンになっている。

(その他)

- ① アトランティック・シティには年間 3,800 万人が訪れる。沖縄県では去年の統計では年間 600 万人足らずとなっている。現在のような経済状況において沖縄にカジノが娯楽としてのオプション施設があることは良いことではないか。
- ② カジノを取り巻く子供達の教育に関して、禁止したものはしてはいけないと教えたことがきちんと守られていることは、カジノ合法化をしたいくつもの都市がそれを証明している。
- ③ カジノ導入による犯罪は増えていない。組織暴力団に関しては今までで一番儲からないような状況になっている。
- ④ 依存症問題について、世の中に存在することをみて見ぬふりする日本人の習性はそろそろやめた方が良いのではないか。社会は近代資本主義社会が基本となっており、競争社会である。
- ⑤ 琉球時代の人、薩摩藩侵攻があるも、その間でさえ、頭脳と勇気で歴史を切り開いてきた。その良き時代に培われた文化あるこの地の方々が、新しい社会を創造する手本を国内全土に見せて欲しい。健全な競争があることが日本を良くすると信じている。

以上

※議事要旨中の配布資料及びそのページ数は「平成 20 年度カジノ・エンターテイメント検討事業調査報告書 資料編」を参照のこと。

(3) パネルディスカッション 議事要旨

テーマ:「沖縄の地域特性と統合リゾートの可能性」 14:55～16:05

コーディネーター:小濱 哲(横浜商科大学 教授)

パネリスト: 谷岡 一郎(大阪商業大学 学長)

赤木 健利(特定医療法人富尾会 桜が丘病院 (熊本市在) 院長)

元山 和仁(沖縄女子短期大学 教授)

安里 政晃(社団法人日本青年会議所沖縄地区協議会 会長)

(依存症問題)

- ① アルコール依存症の方々はギャンブル依存症などと合併してクロスアディクションとなることもある。ギャンブル依存症は鬱病、犯罪、家庭崩壊など様々な問題を繰り返しながら自殺に至る病気である。特徴として、だんだん進行し、コントロールが難しくなり、自らが病気でないことを主張するという否認の病気でもある。
- ② 依存症が深刻化したケースでは、自らコントロールしてギャンブルができるようにはならないと考えられ、治療が困難であり、経済的に行き詰まった依存症患者の家族が苦しんで病院に相談にくるケースが多い。そして相談家族と共同の関係の中で、患者本人の生き方を変える治療しかできていないのが現状である。
- ③ ギャンブル依存症については、パチンコやスロットの依存症が殆どで一番の問題である。現在日本では、パチンコはギャンブルとされておらず、遊技扱いであり、規制がない。
- ④ 依存症には 3 種類ある。ギャンブルで一度に高額が得られると、それが大きな快感となり、一度そのような快感が得られると、だんだん依存が深まっていく。負けが続くと、勝つことによって悲観的な気持ちや発散させたくなくなり、勝敗経験の繰り返しが依存に結びつく。負けを受け入れることができれば依存症に発展しにくい。
- ⑤ 厚生労働省ではギャンブル依存症特別研究班を設置しており、外国の診断基準等について検討を加え、日本人にどれだけあてはまるのかについて研究している。病的賭博者、問題賭博者、正常賭博者をどこで区別するのかについてはあまり研究がなされておらず、その数も把握されていない。
- ⑥ 日本には自殺者が多いということから、厚生労働省が自殺者と鬱病者の関係を調べているが、鬱病よりもアルコール依存症や、ギャンブル依存症の自殺の方が多いのではないかとされているが、自殺者等の統計白書にはギャンブル依存症の自殺が多い点について明確でなく、調査もない。
- ⑦ 一般市民の中では、ギャンブル依存症は病気として認識されていない。WHO の ICD10 という診断基準の中には大人の衝動行動という項目に病的ギャンブリングがある。
- ⑧ カジノ導入先の統計では、カジノ場があるところは確実にギャンブル依存症が増えているが、これは依存症とされている人数の把握のみかもしれない。他にホットラインへの問い合わせや相談者もあり、数字はさらに増えると思われる。
- ⑨ 米国アルバータ州の大学のギャンブル依存症関連研究所の資料には、毎年 3 億円がギャンブル依存症の研究に投資され、その他必ず収益から資金を拠出することが恒例となっている。

- ⑩ ギャンブル依存症について、パチンコが原因で返済額が高額になると、競馬、競輪、先物取引などをはじめ、最終的に保険金詐欺等に発展する例が多い。
- ⑪ 人はギャンブル等で負け続け依存症になると、「自分は生きる価値がない」と思い始め、自暴自棄的で様々な価値観を見失う。結果家族が病院に相談にくるケースが精神科では殆どである。
- ⑫ ギャンブル依存症は、お金や家族など様々な要素は絡むが、最終的には「命には価値がない」と思うところに問題がある。
- ⑬ 犯罪学の統計では、ドメスティック・バイオレンスは毎年倍に増えている。これは配偶者を殴る等のケースが増えているのではなく、相談する場ができたため、統計上増加しているという効果の現れである。自分がギャンブル依存症であることに気付き、相談窓口があるという点においてはプラスの側面もある。

(ギャンブル依存症への具体的な取り組み)

- ① 国内ではギャンブル依存症の相談機関が非常に少ない。
- ② 2008年のニューオーリンズの統計では大人の人口の1.7%が問題あるギャンブラー、1.4%が依存症となったギャンブラーとなっている。アメリカの法案では収益の1%以上をギャンブル依存症患者の治療、もしくは研究に使うこととしている。
- ③ メルボルンには13ヶ所のカジノ・ギャンブルに関する警告、相談所があり、それぞれの教会、宗教に従って対応する神父もいる。
- ④ 大手のカジノ経営者の場合、本人の申告、または家族の申請によって出入りさせないという対策を行っている。
- ⑤ 海外で一番問題になっているのは、コンビニエンスギャンブリングといわれているもので、小さなホテルや、クラブ、バー等にあるスロットマシンや小さなゲーム機である。
- ⑥ 日本においては、パチンコの規制やサラ金広告をなくす等、すぐにできることは多い。
- ⑦ 精神科では保健予防活動があり、一次予防、二次予防、三次予防がある。
- ⑧ 一次予防は、ギャンブル依存症の発生を予防し、一般市民を交えた教育・啓発活動によって、ギャンブル依存症に関して十分議論することである。
- ⑨ 第二次予防は、早期発見・早期治療で、本人が早く気付き、専門的治療や知識を得るため、何らかの方策について家族も一緒になって相談することである。
- ⑩ 第三次予防は、再発予防で、回復施設やカウンセラーの介入等で生き方、考え方を根本的に変え、ギャンブルは自分が生きる本当の目的ではないと気づかせることである。それには周囲の支援も必要になり、GAという自助グループもある。
- ⑪ カジノだけでなく、一次予防、二次予防、三次予防をパチンコ界でも実施していければ全国のモデルになる。

(リゾート沖縄と海外競争力)

- ① 沖縄は青い海や歴史があり、美味しい食事ができるが、今後のリゾートは老若男女、できれば家族単位が最低3日間同じ場所で過ごしたとしても、それぞれが退屈しない観光資源があることが条件となる。シンガポールやマカオの例をあげるまでもなく、海外の統合リゾートはそのような方向へ向かつて

いる。

- ② マカオとラスベガスは両地ともコンベンション機能が発達している。沖縄県内においてもコンベンション等の開催はしているが、今後国際イベント等を誘致するには規模が小さく、ホテルにおいてもコンベンション機能が不十分であり、これでは国内大規模、あるいは国際規模のコンベンションは開催できない。
- ③ ラスベガスやマカオにあるような統合型コンベンション・リゾートを外資の導入をして誘致できればと思う。
- ④ ラスベガスで優れていると感じたことは、客の求める利便性が非常に大きく、訪れた客が様々なタイプの遊びができること。沖縄は上海やマカオから、1 時間程度で訪れることができる場所である。空港から 30 分程度の場所にカジノがあると良い。
- ⑤ コンベンション施設では、ビジネス客を中心に誘致できること。医者を対象としたコンベンションを誘致でき、1 日でも滞在日数を増やすことができればそれだけの消費額が見込め、県民へ還元される。
- ⑥ ラスベガスの施設は高級感があり、最近では施設内に高級ブランドの誘致、また大理石素材を使用されているなど本物志向になっている。
- ⑦ ラスベガスでは「お得感」の提供があり、飲食料金を安価にすること等がある。滞在時間を長くするため、エンターテイメントで楽しませるといった街の主観がある。
- ⑧ 沖縄のイメージは自然の美しさや癒しであり、経済競争や戦争ではない人として大事にしあえる要素が欲しい。米軍基地とギャンブル、戦争とギャンブルの街といったイメージにならないことを期待する。

(若手経営者間のカジノ見解)

- ① 経営者同士ではカジノの可能性に対して興味を示している。
- ② 犯罪が増える、諸々の懸念事項への対処、現状ではカジノ・エンターテイメントの導入は空論にすぎない、カジノ導入によって地域社会の環境が悪くならないか、沖縄の経済が外資に侵され県民が住みにくくなるのではないかという意見がある。

(カジノ場への県民の入場規制)

- ① ニュージャージー州では地元民の入場の許可により、倒産、閉店の増減を示す統計があり、カジノ場の 3 km 圏内の街全体の店舗数の変化は、増えたレストランが多い結果がある。カジノをする人々の生活レベルは、今までとあまり変えずに消費生活に上乘せしているという結果があり、消費を活性化させる意味で効果的である。
- ② カジノ収入で得られる治安整備システム、懸念事項への対処も理解できるが、行政はそのような対策をカジノ導入の可否に関わらず講ずるのが先である。
- ③ ギャンブルは大人の遊びとはいえ、コントロールしにくくなる病気である。日本人はまだギャンブル依存症の悲惨さを知らず、耐性が低い。そのような状況でギャンブルを解禁するとパチンコのようにならないか。コントロールできずに依存症になってしまうケースが他国より多く出るのではないか。
- ④ 依存症対策とカジノ導入については資金の拠出法は考えず、経済的側面は別として、対策を十分用意し、日本人のセルフコントロール力を確認してからの導入が先ではないか。
- ⑤ 沖縄県には競馬、競輪、場外馬券売り場がない。カジノ・エンターテイメントはよく分からないが、賭博

行為に反発する傾向がある。景気の変動が多少あるかもしれないが、沖縄県が目指す1,000万人の観光客や海外からのお客様を楽しませることが導入促進に繋がる。政治的配慮として県民はカジノ場への入場はできない方が良い。

- ⑥ 子供たちを1年に1回は(エンターテイメントで)家族で遊ぶことがしたい。規制については、あらかじめ家族が登録すれば入場を制限する方法もあり、県民に納得してもらうには、県民に対する入場制限をしてカジノへの理解を深める努力をし、将来理解してもらえれば開放していくという方法もある。
- ⑦ イギリスでギャンブルの自由化について議論されたとき、**decriminalization** (非犯罪化)で、「刑法で規制するほどの悪なのか。もっと自由に任せてもいいのではないか。」との意見があった。自由化には必ず痛みが伴う。それだけの価値があるのか議論した。県民へのカジノ規制に対しては、沖縄県民を子供扱いしているようで反対である。子供にはきちんと教育し、成熟した社会へ結びつけるのが大人の責任でもある。

(カジノ導入によるメリットと沖縄の課題)

- ① 現在、高齢者国民一人あたり4.2人で面倒をみている状況が、2025年には2.2人でみるようになる。基地が縮小し、県内予算も減ってくる。沖縄県においては観光の観点から、統合型リゾート等の自己財源をもって収益をあげていくべきではないか。自己税源がなくては沖縄県の将来は見えない。
- ② カジノは統合型エンターテイメントの一要素として沖縄県民の方々にはできるだけ悪影響を及ぼさないように設置し、海外観光客や国内観光客に利用していただくことで得られた税収等を沖縄県の福利厚生に投資できれば素晴らしいカジノ施設ができる。
- ③ カジノは統合リゾート経営のエンジン部分に相当する。カジノがない統合型リゾートはあり得ない。
- ④ カジノ導入の際には、パチンコ施設のような感覚でカジノが設置されるというのではなく、複合施設の中に導入されるという点、依存症や犯罪等の対策については厳しい規制等を図るなど、組織的なシステムが必要であることを説明する必要がある。
- ⑤ 沖縄県は財政的に厳しく、特に教育・福祉に関しては厳しい状況であるとのことだがカジノ導入に対しては期待がある。様々な懸念事項があるが、同時に規制によってクリアできる対処策も多い。
- ⑥ カジノ導入に対する反対意見の根本は、カジノそのものに関してはしっかりとした規制をしても、それ以外の部分で様々な悪影響が多い点があるからと考えられる。これはカジノを沖縄に導入し規制することで、沖縄の喫茶店にある換金可能なゲーム等(ゲーム喫茶)が野放しである状況を改善できないか。
- ⑦ カジノは違法ながら、那覇市で5ヶ所、沖縄市で2ヶ所あると聞いており、関連規制により青少年を取り巻く環境を改善できれば、という期待がある。
- ⑧ 社会福祉について、沖縄県が財政難であることから、子供達の環境に関しても保育園等が少ないなど問題が多い。カジノ収入によってそれらが充足でき、また警察や県等の対策により諸問題を一掃できれば子供達を取り巻く環境も変わることが期待できる。懸念材料を払拭するためにもカジノ導入は良い。
- ⑨ カジノがあるから関連犯罪が発生するという議論について、現在ニュージャージー州の犯罪はカジノ導入後かなり減っている。ニュージャージー州で最初にカジノを導入した理由は、高齢化社会に備え、街を良くするという目的からであった。

- ⑩ カジノ導入では組織暴力団介入の課題がある。花札ゲーム等を設置しているゲーム喫茶は非常に多く、依存症等になる人は相談する場所もなく自殺に追い込まれるまで野放し状態であることを再認識する必要がある。
- ⑪ カジノが導入されずにいれば、パチンコ店にギャンブル依存症の人を見ても見ぬふりをすることとあまり変わらないことから、闇組織が利益を得ている状況をクリーンにして表に出し、良いことに収益金を使うことが健全な社会である。
- ⑫ ハワイはカジノ型リゾートがないが、実際は意見がまとまらずラスベガス等に設置されたという経緯がある。沖縄県も早く立候補しなくては国の選定モデル先にならないおそれがある。意志決定を早めに行い、懸念材料を極力除去しながらおよそ1兆円が不足すると言われる沖縄の財源不足に対応していくことが望まれる。
- ⑬ 沖縄が将来自立し、子供たちが本当に自信を持って暮らしていくために、カジノ・エンターテインメントの導入は経済効果だけでなく、雇用にもつながり、リゾートを中心とする観光学として国内外へ発信できるものとなる。
- ⑭ 全国各地でカジノ導入を示唆しており、議論も重要だがスピードも大事である。負の財産にならないためにも沖縄が最初にリーダーシップをとる必要もある。カジノ・エンターテインメントはカジノだけが目的ではなく、カジノはあくまでも統合型リゾートの一つとしての認識が必要である。

以 上

(4)シンポジウム質問・アンケート等実施結果報告

1 質問集計結果

NO	質問事項	質問数
1	経済効果関連	16
2	入場規制関連	9
3	暴力団・犯罪関連	7
4	依存症関連	7
5	沖縄型モデル関連	5
6	今後の見通し関連	5
7	管理体制関連	3
8	経済不況関連	3
9	パチンコ関連	2
10	その他	12
計		69

※質問は、同一人による複数質問あり

※アンケートは、同一人による複数意見あり

性別	人数
男性	30
女性	7
性別不明	4
計	41

年代別	合計	男性	女性	性別不明
20代	12	6	6	
30代	7	7	0	
40代	5	4	0	1
50代	9	8	1	
60代	5	4	0	1
70代以上	1	1	0	
年代不明	2			2
合計	41	30	7	4

2 アンケート集計結果

性別	人数
男性	42
女性	5
性別不明	13
計	60

年代別	合計	男性	女性	性別不明
20代	9	5	3	1
30代	11	9		2
40代	16	10	2	4
50代	13	9		4
60代	6	4		2
70代以上	5	5		
年代不明	0			
合計	60	42	5	13

○アンケート意見の概要

	アンケート意見の内容	件数
カジノ導入関連	1 カジノ導入に賛成	10
	2 カジノ導入に疑問	6
	3 カジノ導入に反対	3
	4 カジノの早期導入が必要	5
	5 カジノ導入には県民合意が必要	1
	6 カジノ導入には慎重な議論が必要	1
	7 カジノにプラスのイメージを持つべき	1
	8 カジノ導入取組への不安	1
	9 県の姿勢へ疑問	1
小計		29
入場規制関連	1 県民の入場規制に賛成	3
	2 県民の入場規制に反対	9
	3 県民の入場規制の段階的解除を希望	1
	4 県民を会員制にすることを希望	1
小計		14
シンポジウム関連	1 シンポジウム内容への高評価	16
	2 シンポジウム内容への低評価	13
	3 シンポジウム内容への要望	3
	4 シンポジウム運営手法への要望	2
	5 シンポジウム運営手法への低評価	3
小計		37
経済効果	1 経済的波及効果の試算が必要	2
	2 経済的波及効果に疑問	2
	3 カジノ導入より全県的な波及効果が必要	1
小計		5
懸念事項	1 犯罪発生への懸念	2
	2 依存症発生への懸念	2
小計		4
沖縄型モデル	1 沖縄型モデルへの疑問	2
	2 沖縄型モデルへの高評価	1
小計		3
情報提供等	1 県民への情報提供が必要	2
	2 さらなる情報提供を希望	3
	3 県ホームページでの質問の募集を希望	1
	4 調査報告書の発刊についての確認	1
小計		7
今後の見通し等	1 今後の見通しについての質問	1
	2 沖縄の誘致場所についての質問・希望	2
	3 カジノ管理体制の確立が必要	1
小計		4
委員会	1 検討委員会での積極的な議論を希望	2
	2 検討内容への疑問	1
小計		3
パチンコ関連	1 現実のギャンブル問題の再認識が必要	2
	2 カジノとパチンコの違いを主張	1
	3 パチンコ店への規制が必要	2
小計		5
その他	1 その他	1
	小計	
合計		112

3 カジノ・エンターテインメント検討委員会 議事要旨

第 1 回カジノ・エンターテインメント検討委員会 議事要旨

《委員会開催日程》

日時： 平成 20 年 8 月 12 日（火） 14：00～16：00

場所： 県庁 6 階第 2 特別会議室

《議事次第》

- 1 あいさつ 副知事：安里 カツ子
- 2 委員自己紹介
- 3 議 事
 - (1) 委員会運営
 - ① 副委員長の設置に伴う要綱の改正及び副委員長の選出について
 - (2) 報告・確認事項
 - ①平成 19 年度カジノ・エンターテインメント事業結果概要について
 - ②平成 20 年度カジノ・エンターテインメント検討委員会スケジュール（案）について
 - ③カジノの現状及び今年度調査事項の整理・手法等について
 - ④シンガポールにおける統合リゾートの導入について
 - (3) 沖縄の現状とカジノ・エンターテインメントについて
 - (4) 次回委員会について

《出席者》

（順不同、敬称略）

氏 名	所 属 等
國 場 幸 一	沖縄県商工会議所連合会 会長
瀧 辺 美 紀	沖縄経済同友会 副代表幹事
糸 数 久 美 子	沖縄県中小企業家同友会 代表理事
平 良 哲	(財)沖縄観光コンベンション・ビューロー 会長
宮 里 一 郎	沖縄県ホテル旅館生活同業組合 理事長
新 垣 安 男	(社)日本旅行業協会 沖縄支部 支部長
大 城 節 子	(社)沖縄県婦人連合会 会長
安 里 政 晃	(社)日本青年会議所 沖縄地区協議会 会長
◎ 小 濱 哲	横浜商科大学 教授
○ 元 山 和 仁	沖縄女子短期大学 教授
米 盛 徳 市	琉球大学 教授
宮 城 信 雄	沖縄県医師会 会長

※ 氏名の前の「◎」は委員長・「○」は副委員長を示す。

(委員会名の検討について)

- ① 「カジノ」という名称やイメージだけが先走りがちなので本検討委員会の名称の変更について検討できないだろうか。
- ② 日本経済団体連合会の資料でも「巨大ライブ・エンターテイメント集積地の創造」としており、名称にカジノが入っていない。本委員会の名称を改めてはどうか。
- ③ ネーミングだけで印象が随分変わる。カジノのイメージについて県民が思うのは、博打、暴力団の介入、教育環境に良くない等、かなり固定観念がある。カジノという名称をソフトにし、統合リゾート、複合リゾートなどあらゆる角度から検討し、いいネーミングにしたい。
- ④ マカオ視察において、エンターテイメントビジネスの底力を感じた。沖縄には産業らしい産業がない状況である。観光の一つの目玉として県民に分かりやすい名称に変え、海外の有力企業を誘致し、沖縄県がさらに楽しく遊べる場所になれば本県の魅力は広がっていく。
- ⑤ 名称に関しては、どこの県も「カジノ・エンターテイメント」となっているので簡単には変えられないのではないか。

(沖縄観光の現状と今後について)

- ① 沖縄県が日本の中で後進的な地域であるとするれば、本土中心に蓄えられた財力をいかに沖縄県に還元させるかを考える必要があるだろう。観光を相対的に日本国内の観光地、世界の競合地と比較すると、いつ衰退してもおかしくないという状況である。
- ② 県経済の発展には、観光の足固めをし、新しい産業をつくり、他産業への波及を加速することが重要である。それにはカジノ・エンターテイメント事業が有効で、懸案事項を解決することができれば推進するのが上策である。
- ③ 沖縄はアジア通貨危機や SARS の発生により各地で観光産業が下降した。シンガポールもそれ以降、金融センターとして機能をもたせるなどした経緯がある。
- ④ 沖縄県の観光は「リーディング産業」といわれ、日本ではやっと海外客を見込んだビジット・ジャパン・キャンペーンを実施しているが、シンガポールのように一国二制度でもなく、制度も成り立っておらず、スピードが遅い。
- ⑤ 沖縄県が観光に関する様々な議論を行っても県民意識との差がある。観光関係者等が懸命な説明会を開催しても観光業は就きたい職業の 1 位ではない。
- ⑥ シンガポールのリー・カンユー氏の発言に、「島国が発展していくためには、空港と港湾の整備だけではだめだ。」とあった。シンガポールは沖縄のように小さくても、乗降者数、貨物等の量含め、世界のベスト 10 にずっと名を連ねている。
- ⑦ 沖縄では今後 10 年間で 1,500ha の基地が返還され、公共工事も減る中、カジノ関連法案もまだ制定されていないが、国民、県民、外国からも歓迎されるようなエンターテイメントの中に 5%程度のカジノ施設があるという認識で沖縄らしい複合リゾートを考えたい。
- ⑧ カジノの効果について、過去に海洋博覧会、フリートレードゾーンの経済効果予測があったが、確信がなかった。カジノの導入が本当に自主財源の確保に繋がるのか、カジノの財源が基幹産業の育成に繋がって良いのか気になる。
- ⑨ 沖縄の県民性があるからこそ沖縄が受け入れられているのではないかと思う。

- ⑩ 長崎県のハウステンボス内のカジノ構想、また大阪他自治体でもカジノ議論が進んでいる状況であり、沖縄も早急に進めていかねばならない。

(県民への周知)

- ① 資料等、具体的内容を早く県民に公開すべきである。議論の段階は過ぎたという気がする。
- ② 沖縄県民は、現状のパチンコ、ゲーム喫茶等が横行していることから、カジノ・エンターテインメントと混同して認識している感がある。
- ③ カジノばかりでは県民のコンセンサスは得にくい。委員の皆さんからコンセンサスを得るためのいいアイデアがあれば伺いたい。

(懸念事項について)

- ① 沖縄に既にあるギャンブル依存症、ゲーム喫茶店等に対し全く取締りが行われておらず、カジノ導入の際は取り締まりをすと言っても県民の理解は得られないだろう。このような現状を解決していくという姿勢を県民に示すことがカジノを導入する上での近道になる。
- ② 懸念事項をどうしても解決できないのであれば、カジノを諦め、違う産業を興すことに注力することが重要である。
- ③ カジノ導入には多くの懸念材料があるが、体制を整えばギャンブル依存症等が浄化される良い機会なのではないか。我々や子どもたちの環境が良くなることに繋がる制度になると良い。
- ④ カジノ等は一定率で必ず依存症が存在する。公的な立場での対応策があれば陰の部分に光をあてることができる。沖縄の経済状況について、観光経済が基地経済に代わることはない。カジノ等は自立の一つの方法として、県民は真剣に考えねばならない。
- ⑤ 親がパチンコ店の前で子供を連れて順番待ちをしているという現実がある。青少年の教育についてももしっかり議論すべきである。

(カジノ、統合リゾートの考え方について)

- ① 事業家、投資家にとって、施設の3~5%のフロア規模のカジノがエンジンとなるため、カジノがあってはじめて4,000億の投資が正当化される。
- ② カジノは、外国の巨大資本の導入で、資金調達等も行いながらの方策をとる必要がある。
- ③ 統合型リゾートは沖縄らしくて良い。カジノを前面に出さず、色々な楽しみの一要素という形が良いのではないか。
- ④ カジノ導入には4,000億という莫大な金額が必要であるようだが、どこからもってくるのか。資料では納得できる点も多いが、沖縄の青写真はもうできているということか。
- ⑤ シンガポールのチャンギ国際空港の狭い拠点の中で多くの人々が行き交い、あらゆる技術で建物を建てていく様子を見た。翻って、那覇空港の延長上にあるフリートレードゾーン構想を経て、今後大きな統合施設をつくることについては、集客を見越してのカジノなのかと思った。
- ⑥ 教育の視点で、沖縄風のカジノを期待しながら参加したい。バーチャルリアリティの空間でなく、リアル空間におけるカジノについて面白い提案ができればと思う。

- ⑦ シンガポールは、日本とは全く違い、半強制的ではあるが、コンセンサスをとって実施した。
- ⑧ マカオは沖縄のカジノの参考事例にならないだろう。韓国のカジノも殆どが失敗している点を指摘する。
- ⑨ シンガポールの DFS の景気は下降している状況がある。理想的な都市をつくっても永続的に客を呼び込むことはできないという事例であり、インパクトのあるものを常につくっていかねばならない。
- ⑩ 沖縄においては IR 導入について検討しているという段階である。県民に対してもっと訴えていくということを積極的に行わねば、合法化のスピードと合わなくなるだろう。
- ⑪ シンガポール視察では、統合リゾートはどれほどのものかということを見せ付けられた。様々な機能が複合することにおいては、世界に目を向けた施設づくり、事業展開をするべきかと思っている。
- ⑫ 県民の殆どはカジノ施設が半数以上となるという考えかと思う。統合施設が導入された場合税収がどのくらいで、今後は教育、福祉への目的税として利用するという予測を作った上で、シンポジウムを開かなければ誤解を招くのではないか。

(総括)

- ① カジノ・エンターテイメントによる経済効果予測、将来の沖縄の財政、人口増加率等も含め、どのくらい貢献するのか、どの程度の規模設備になるかについても検討しなくてはならない。
- ② IR 型について、あらためて何のためのカジノなのか、統合型にするならどうなのか、という視点でみると、新しい沖縄のリゾートはどうつくるかまで議論を深めなくてはならない。
- ③ 懸念事項について、シンガポール政府は民間と協力し法律でどう解決しようとしたかなど、システムの汲み上げ方もある。地方自治体としてできること、市町村条例などについても整理する必要がある。
- ④ コンセプトに関しては、観光だけの問題でなく、沖縄県全体の産業政策はどうするのかという問題で、財政面への影響、貢献度について計測し、カジノ・エンターテイメントをどう位置づけるかについて検討する必要もある。
- ⑤ IR を統合型、複合型、リゾートとするか、県全体の産業の中に位置づけるのであれば何のためにカジノを導入するのか、何を期待して導入するのかを併せて考えなくてはならない。

以上

※議事要旨中の配布資料及びそのページ数は「平成 20 年度カジノ・エンターテイメント検討事業調査報告書 資料編」を参照のこと。

第2回カジノ・エンターテイメント検討委員会 議事要旨

《委員会開催日程》

日時： 平成20年9月16日（火）14：00～16：00

場所： 県庁6階第2特別会議室

《議事次第》

- 1 あいさつ 沖縄県知事：仲井眞 弘多
- 2 第1回検討委員会で出された検討課題とその回答
- 3 議 事
 - (1) 沖縄型カジノ・エンターテイメントのコンセプトとイメージについて
 - (2) カジノ・エンターテイメント施設の経済的波及効果の検討について
 - (3) カジノ・エンターテイメント導入に伴う懸念される事項の対応策の検討について
- 4 次回委員会について

《出席者》

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属 等
國 場 幸 一	沖縄県商工会議所連合会 会長
淵 辺 美 紀	沖縄経済同友会 副代表幹事
糸 数 久 美 子	沖縄県中小企業家同友会 代表理事
平 良 哲	(財)沖縄観光コンベンション・ビューロー 会長
宮 里 一 郎	沖縄県ホテル旅館生活同業組合 理事長
新 垣 安 男	(社)日本旅行業協会 沖縄支部 支部長
大 城 節 子	(社)沖縄県婦人連合会 会長
大 田 守	(社)沖縄県PTA連合会 会長
安 里 政 晃	(社)日本青年会議所 沖縄地区協議会 会長
◎ 小 濱 哲	横浜商科大学 教授
○ 元 山 和 仁	沖縄女子短期大学 教授

※ 氏名の前の「◎」は委員長・「○」は副委員長を示す。

(カジノ・エンターテイメントにおける「カジノ」の位置付けについて)

- ① 2,000～3,000 億円といった(カジノ・エンターテイメントへの)投資については、海外に頼らざるを得ないだろう。その場合、いかに小さな規模であっても、カジノがあつてこそ周辺施設への投資も進み他の施設が存在できるということである。

(カジノ・エンターテイメントと沖縄振興及び観光振興について)

- ① カジノはVJCの中でどのような位置付けとなるのか、あるいは沖縄にカジノを導入することは、日本全体の観光政策にどう寄与するのかについて気になった。今後、沖縄振興特別措置法、さらに沖縄振興計画が終了した際の沖縄の経済の行方については、各々のセクションで検討されているので、本委員会においては議論しないということを確認しているが、最終報告ではどう説明するかが課題となるだろう。
- ② 愛知和男議員の講演の際に、仲井眞知事より、国の関与は薄いほうが良いのではないかとの質問があつたが、私も同意見である。先進地でカジノが成功している事例について深く知る必要があるだろう。
- ③ 小さな沖縄県においてカジノを導入して本当に経済効果が見込め、本県のためになるのか心配である。現状として、大企業を誘致するため埋立てをするなど、様々なことに取り組んでいるが、実際には進出を断念する企業も多い。
- ④ 失敗事例もあるだろう。2,000～3,000 億円の投資をしてカジノを建設する以上、それなりの収益が上がらない場合、撤退する可能性もある。
- ⑤ もし別の地域でカジノ・エンターテイメント施設が導入された場合は、沖縄にどのような影響が出るのかについても検討するべきではないだろうか。
- ⑥ 日本全国で観光が伸び続けているのは沖縄県のみであり、落ち込んでいる地域は沖縄県以上に切羽詰ってカジノ・エンターテイメントの議論を進めている。
- ⑦ 沖縄県のような経済規模の小さな地域において、景気に左右される事業等に財源を頼るのは問題ではないかと感じた。
- ⑧ どの程度、景気の影響を受けるのかについて図るのは難しいというのが現状だろう。
- ⑨ カジノは確かに空間としては小さいだろうが、訪れる人の数は空間を超えるものであることが予測され、与える影響は大きい。
- ⑩ 「カジノ」の議論が中心となっているが、沖縄観光等従来の課題への取組を推進していく上でのカジノであり、カジノが沖縄観光の全てということではない。
- ⑪ 観光産業に携わる事業主としては、首里城や水族館など、一つでも多くのアイテムがあれば我々の武器となると考えている。沖縄観光はこれまで色々な要素でもって成長してきたが、知事の 1,000 万人構想を目指すには、観光とはどういったものか、観光が持っている意義を議論しながらカジノ・エンターテイメントの有効活用を目指すことで、沖縄県の良い宣伝材料になると考える。
- ⑫ 沖縄の地元にある宿泊施設まで客を誘致できるのかまで考慮しなくてはならないだろう。統合リゾートのみでの誘致ではなく、沖縄全体に点在する観光施設への効果も考えるべきである。

- ⑬ 沖縄県はマカオ、シンガポールと比較すると後発組みである。税率等を考慮しても魅力がなくては投資家による進出はないと考えられる。

(沖縄型カジノ・エンターテイメントコンセプト及びモデルについて)

- ① カジノ・エンターテイメントを導入するなら、大人が楽しめるような要素を加えることが出来れば、沖縄県の自然や、人の優しさに加え、魅力が増すだろうと考える。
- ② 沖縄県には自然等を楽しんでもらい、癒しに訪れてもらいたいと考えており、癒しを考えたときに、カジノは果たしてどうなのだろうと考える。青少年育成を考えても、エンターテイメントも良いが、カジノがなくても全国から沖縄を訪れ、沖縄の環境や人と触れ合い帰っていくという状況をみると、このような形のままの方が沖縄らしくて良いのではないかと思う。また、グローバル化による沖縄観光のレベルアップという観点があるが、「先進国の中における変わらない島沖縄」という点が沖縄の魅力ではないかと考えたときに、カジノはイメージしづらい。
- ③ 沖縄の魅力は癒しや人の温かさだと思っている。しかし、カジノがあるからそれが実現できないというわけではなく、総合エンターテイメント施設の中の一部がカジノや他の施設であり、癒し等の要素も用意できると考える。
- ④ 国の観光標語に「住みよい日本」がある。これを言い換えて「住みよい沖縄」、「行ってみたい日本」に対して、「行ってみたい沖縄」という視点での事業であれば良いが、富裕層しか利用できないということではなく、文化、芸術も含めた沖縄らしい施設であることが重要ではないか。

(懸念事項への対応について)

- ① 懸念事項は解決できるのかという不安と、資金要請において、懸念事項にかかる資金については含まれるのかという点が気になる。今のところ組織全体として反対ということではない。
- ② カジノは法的に認められているのか。
- ③ バハマは人口 10 万人程度の小さな島であるが、アトランティスというカジノにゴルフのできるリゾートがある。そこでは島民はプレーができないこととなっており、島民は、カジノの対象とはなっていない。
- ④ 沖縄型であるならば、実際の入場規制、ペナルティを含め、しっかり構築しなくてはならない。
- ⑤ 先進事例において、カジノ施設がある環境下で就職先等について青少年に対して全く影響がなかったのかどうか知りたい。就職先として、カジノ希望者に大幅に傾く傾向はないのか。他の職業へ行きたいという人材はあるのか知りたい。
- ⑥ 沖縄県の観光産業全体で考えると、カジノが導入されたとしても、施設等の比率は非常に小さいものとなるはずである。観光関連産業の就職先のひとつとして人材が増えると考えれば非常に良いことではないかと思う。
- ⑦ 懸念事項への対応については、前回の意見の中で、既に多くの自治体が賛成しているという状況もあると聞いた。懸念事項について揚げ足をとられては早く進めていくことができなく

なる。他県より出遅れてはただの負の遺産となりかねない。カジノを導入するなら全国において一番目の導入であってほしい。

- ⑧ 沖縄版のカジノ・エンターテイメントをどう作るかを再考した上で、懸念事項等を抽出する必要がある。そもそも経済、財政のためという目的もあろうが、観光客に向けた多様な要素の提供という点もある。カジノ利用者について、県民の入場を規制する等の考え方が出れば青少年への影響はさほど懸念しなくてもよくなるだろう。
- ⑨ 現段階において一般的な懸念事項は整理されたと考えている。今後コンセプト等が形成されればさらに深いデータ等の構築が必要となるだろう。

(カジノ・エンターテイメントにおける収益等について)

- ① 施行主体について、資料では「地方公共団体もしくは一部事務組合」とのことだが、別資料の愛知議員のメモでは「独立行政法人」となっている。また、地方公共団体は施行地域に指定の際に「全て国に申出」という点が異なっている。
- ② カジノ収益の全体図では比率が示されていない。国への交付金、地方公共団体への収益等の比率があれば説明しやすいだろう。
- ③ 海外事例でマカオが挙げられているが、現在中国の経済が停滞している中で、経済動向も厳しくなってくるだろう。それを考慮すると、ヨーロッパのようなタイプについても例示してはどうか。
- ④ 沖縄県への誘客と期待される経済効果を果たすための条件整理についても懸念事項と併せて考え、懸念事項の解決策、付加価値の付け方を提示した上ではじめて、沖縄型カジノ・エンターテイメントが構築される。

(検討委員会の進め方について)

- ① 議論が懸念事項と経済効果の 2 つに分かれている。青少年に影響を与えるだろうという前提でカジノの議論を進めていくことは説得力がないと思われるため、内容を 2 つに分けて進めるべきではないか。

(県民への周知について)

- ① 「カジノ・エンターテイメントはカジノが全て」というイメージがあるようだ。県民も含め、このような考えを払拭していくべきと考える。カジノ・エンターテイメントが、観光産業の一要素として発展が見込めるという点について周知の徹底を図る必要がある。
- ② 一般的に県民は賭博等に関して先天的に拒否反応を示す傾向がある。その点を払拭するような情報の周知を図る必要がある。収益が青少年更生等に役立つということ等、利用用途をもっとアピールするべきである。

以上

※議事要旨中の配布資料及びそのページ数は「平成 20 年度カジノ・エンターテイメント検討事業調査報告書 資料編」を参照のこと。

第3回カジノ・エンターテイメント検討委員会 議事要旨

《委員会開催日程》

日 時： 平成20年10月27日（月）14：00～16：00

場 所： 県庁6階第2特別会議室

《議事次第》

- 1 沖縄型カジノ・エンターテイメントモデル及びコンセプトとイメージについて
- 2 カジノ・エンターテイメント導入に伴う懸念される事項の対応策の検討について
— 県民の入場規制について —
- 3 海外事例視察について
- 4 シンポジウムの開催について
- 5 次回委員会について

《出席者》

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属 等
國 場 幸 一	沖縄県商工会議所連合会 会長
淵 辺 美 紀	沖縄経済同友会 副代表幹事
糸 数 久 美 子	沖縄県中小企業家同友会 代表理事
平 良 哲	(財)沖縄観光コンベンション・ビューロー 会長
宮 里 一 郎	沖縄県ホテル旅館生活同業組合 理事長
大 田 守	(社)沖縄県PTA連合会 会長
安 里 政 晃	(社)日本青年会議所 沖縄地区協議会 会長
◎ 小 濱 哲	横浜商科大学 教授
○ 元 山 和 仁	沖縄女子短期大学 教授
米 盛 徳 市	琉球大学 教授

※ 氏名の前の「◎」は委員長・「○」は副委員長を示す。

(開 会)

事務局

経済波及効果の検討について、予定では第3回検討委員会で試案を示すということであった。現在、鋭意、必要な資料の収集等を行っているが、シミュレーションに必要な海外における有効資料が手に入らない状況である。本検討委員会とは別途、有識者等による研究会を設置し検討を進めているが、そこでも議論の最中である。産業連関分析については、モデル及びコンセプトの検討を踏まえた事業計画を立てた上で、行う予定となっているので、それについては課題となっている。課題の解決、より専門的なカジノ・エンターテイメント専門家からの意見の聴取等を踏まえる。経済波及効果については次の委員会で提示する。今回はモデルの検討、懸念事項の検討、事例調査、シンポジウムについて、前回委員会から掘り下げた意見を検討願いたい。

(コンセプト)

- ① 資料1 p7 テーマにある「蓬莱島」は一般的には台湾を示す言葉で、海外の方は台湾をイメージしてしまう可能性がある。
- ② 産業連関シミュレーションを行うには、距離と周辺カジノの集客力の関係等を考慮しながら、いくつかシミュレーションするのか。
- ③ 今回は沖縄型なので沖縄をイメージできる名称にした方が良い。資料1 p7 「沖縄の魅力のステップアップ」は、遊び方の多様性を提供する意味で「グレードアップ」が良いのではないかな。
- ④ 海洋性文化は特徴的であり、海が示されているので良いと思われる。
- ⑤ 資料1 p2 ⑤「富裕層からファミリー、高齢者まで楽しめる健全なリゾート形成」とあるが、対象者を絞ることは検討しないのか。
- ⑥ 立地、空港との距離の問題もあり、投資家の立場として採算性はどうか。
- ⑦ 東海岸であれば、昔の琉球王朝の通り道を利用する等、琉球王朝と上手く合体し、沖縄を活かしながら、その文化が見えるようなものが良いと思われる。
- ⑧ ロケーションやアクセスについては、資料1 p15 施設整備方針の内容に活かせるのではないかな。
- ⑨ 空港からのアクセス性や立地のイメージは方針に組み込むことも検討する。
- ⑩ 資料1 p8 機能について、観光立国推進法に対して沖縄の対応はどうか、カジノ・エンターテイメントの取組みについて国のVJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）との整合性も図ってほしい。
- ⑪ 「施設」と「機能」が分けられていない。ホテルは「宿泊機能」、レストラン・グルメは「飲食機能」としたほうが良い。沖縄県では健康保養型観光、クルージング、エコツーリズムを方針にしている。ウェディング機能は国際観光地としてアジア、ヨーロッパ、欧米マーケットも視野に入れた方が良い。
- ⑫ 交通結節点機能がない。アジア等や自家用機で飛行機が離発着できる場所が必要ではないか。
- ⑬ 沖縄の特性を伝える教育機能、エコ機能やゼロエミッションについて、もっと強調したほうが良い。日本が持っている安全・衛生プラス、沖縄の環境も打ち出してはどうか。

- ⑭ 観光の視点で考えると、立地はサンライズよりサンセットの方が良いだろう。また、軍用地が返還されるが有効活用できる可能性もあるので、それも含めて考えていただきたい。
- ⑮ 海洋性の視点からクルージングは大切だが、石垣島等離島へ行くようなクルージング船があれば良い。港の整備を進め、港を活用した観光も考えることが将来の沖縄のためになる。
- ⑯ 軍用地の返還は時間がかかる。投資家は沖縄だけをみているわけではない。世界中をみると投資のチャンスは多く、投資家は10年先という年月を待たないだろうから、軍用跡地の活用は前提にならない。法案は2年以内に成立すると思われるが、建設整備期間をいれるとプラス5年で7年先に開業が見込まれる。
- ⑰ 経営は意思決定をすばやくチャンスに生かすことで、スピードが重要である。沖縄県は財政的に厳しくなる。時間をかけずにできる所、沖縄県民に悪影響を与えない適地を早急に見つけて、沖縄県が早く手を上げることが重要である。
- ⑱ 沖縄県の方向性と実現可能な機能の整理が必要で、その後場所を整理するという順番が大切。沖縄観光にどのように貢献するかがひとつの基準。事業費等については、現段階ではあまり考えなくてもいいのではないかと。

(県民の入場規制について)

- ① 資料2 p16について、「入場を完全に禁止する」とのことであるにも関わらずIDカードや航空券のチェックを行うとはどのような意味か。
回答： p19 ⑤入場規制の案で具体的に示されているが、入場した人（県外からの来沖者、地元の人）の区別をするためにはこのような方法であれば可能とのことである。
- ② 入場の際にカードの提示ができない人は入場できない。入らない人はカード自体を作る必要がない。
- ③ 県民は完全に入場させない方が良い。フィリピン等で規制を行っているようだが、その具体的な中身が分からない。入場を規制しても、将来的に、カジノの経営が上手くいかなかった場合、入場をさせるということにならないだろうか。入場規制はどこまで遵守されるのか疑問である。
- ④ フィリピンでは、IDカードで所得や納税額といった内容が提示され、規制できるようになっている。
- ⑤ 沖縄県民は、賭博行為に対し非常にアレルギーを持っていると思われる。カジノ・エンターテイメントの目的は、基地収入や観光収入が落ち込むことに対する対価を目的としているので、県民を対象にするのではなく、他府県及び海外の方に利用してもらい、そこから得られたものを県民の厚生福利に利用するということが明確に打ち出す必要がある。
- ⑥ 県民の入場を許可する場合、カジノ・エンターテイメントに対してこぞって反対意見が出るだろう。県民はカジノ場以外の施設には入場できるが、カジノ場には入場できないことを明確にし、その前提でカジノ・エンターテイメント構想の検討を進めるのが良い。
- ⑦ カジノ・エンターテイメントを設置する場合、リゾート観光客が対象になると考えているが、導入には、県民と地域社会の同意がないと進めることができない。
- ⑧ 沖縄県民であっても経営者等のハイスティータスの方、特別な方は入場可能にしてはどうか。

「ゲームをする」と「カジノに入る」とは意味が異なる。施設内を見る権利さえないのもどうかと思われる。

- ⑨ 世論を味方につけるためにも、県民の入場はできないことにした方がよいだろう。シンガポールでは40年間カジノを禁止してきた中、カジノ導入が行われ、原則、国民の入場を禁止している。
- ⑩ 段階的に、ギャンブルをやってはいけない、そして、一部の方は研究のためなら良いといった方法も考えられるのではないだろうか。
- ⑪ ホテルで、カジノについて訪ねられた際に、内容が分からないと、カジノへ行けば分かるといった説明になる。運営段階に関わるが、関係者は理解できるような制度をとったほうが良い。沖縄県の添乗員は入れず、東京からの添乗員は入れるといったことにはならないだろう。
- ⑫ 県民についても中が見たいということであれば、1ヵ月に1回、1週間に1回といったように、見学だけできる日を設ける等で対応可能である。
- ⑬ 沖縄の夜型社会を払拭する、営業時間の規制を行うことで沖縄社会に良い影響となれば良い。
- ⑭ 組織悪等はカジノ場へ入れないことは分かる。しかし入場できない県民をターゲットに、違法カジノがつけられるという懸念事項に対する対策を講じることが、理解を得る近道である。
- ⑮ 非合法カジノが県内にも存在し、ゲーム喫茶で換金ができる、また、小さな赤ちゃんを横に眠らせてゲームをやっている人がいる。その状況をどうするか対策を提示しないと理解は得られない。
- ⑯ 本委員会としては、県民の入場については、規制するということで理解を得られた。
- ⑰ 追加項目として、資料2 p9に関連して、沖縄県民を入場規制するのであれば、県民の依存症はないということだが、日本の医療技術と安全性、治安の良さを活かして、アジアのメンタルヘルスセンターを沖縄につくっても良いのではないか。そこでは、ギャンブル依存症だけでなく、その他メンタル面での対応もできると良い。沖縄のカジノ・エンターテインメントの特色のひとつとして、アジア地域のメンタル面での拠点をつくることも必要ではないか。

以上

※議事要旨中の配布資料及びそのページ数は「平成20年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書 資料編」を参照のこと。

第4回カジノ・エンターテイメント検討委員会 議事要旨

《委員会開催日程》

日 時： 平成21年3月12日（木）15:00～17:00

場 所： ホテルサンパレス球陽館

《議事次第》

- 1 沖縄統合リゾートモデル及びコンセプトについて
- 2 沖縄統合リゾートモデルの経済的波及効果について
- 3 海外事例視察の結果報告について
- 4 シンポジウムの結果報告について
- 5 平成20年度カジノ・エンターテイメント検討事業調査報告書（案） について

《出席者》

（順不同、敬称略）

氏 名	所 属 等
國 場 幸 一	沖縄県商工会議所連合会 会長
淵 辺 美 紀	沖縄経済同友会 副代表幹事
糸 数 久 美 子	沖縄県中小企業家同友会 代表理事
新 垣 安 男	(社)日本旅行業協会 沖縄支部 支部長
大 城 節 子	(社)沖縄県婦人連合会 会長
安 里 政 晃	(社)日本青年会議所 沖縄地区協議会 会長
◎ 小 濱 哲	横浜商科大学 教授
○ 元 山 和 仁	沖縄女子短期大学 教授
米 盛 徳 市	琉球大学 教授
宮 城 信 雄	沖縄県医師会 会長

※ 氏名の前の「◎」は委員長・「○」は副委員長を示す。

(沖縄型カジノ・エンターテインメントのコンセプト)

- ① 全ての施設について、基本的には民設民営として検討しており、カジノ部分の運営については、施行者は地方公共団体となるが運営自体は民間となるだろう。
- ② 交付金については自民党の基本方針を参考に、試算として計上しており、その他の税金は現行の法律に基づいて試算している。
- ③ 概算費用の現実性について、規模の設定は沖縄の統合リゾート形成を図る上で必要な機能をあげ、利用人数を想定し積み上げている。
- ④ 2015年には今のような経済状況ではなく、今回試算された事業費については想定可能という前提で、各規模の設定については全て積み上げての概算としている。
- ⑤ ホテルの運営形態について、イメージ図 3 パターンについてだが、例えば宿泊施設は施設内に複数のオペレーターにライセンスを与えることも考えられることから、建物を複数に分けるイメージはどうか。
- ⑥ 施設全体のコンセプトが 3 パターンあるが、各パターン内のカジノ施設そのものについても、ヨーロッパ型、ラスベガス型など複数にしてはどうか。
- ⑦ カジノオペレーターについては、今後制定される法律によって変わるため、現段階においては確定できない。
- ⑧ 今回のモデルは、ラスベガスのオペレーターなどから、沖縄独自の特徴を出して欲しいとの意見があったため、単純にボリューム感や、沖縄の自然、文化等を象徴としたイメージとしている。
- ⑨ 今回のモデルは建築計画的な面は想定されておらず、具体的な計画になればオペレーターを含め、公募となる。
- ⑩ 10 月には全国青年会議所大会で 20,000 名の出席が想定されている。今後大型コンベンションが誘致される可能性もあり、このような人数にも対応できることが望ましい。
- ⑪ 大規模施設整備の可能性については、スポーツコンベンション機能についても想定したが、県内において何カ所かにイベント開催所があり、新しく建設される奥武山球場でも約 20,000 人収容である。現状を勘案し、イベントアリーナの規模で想定している。
- ⑫ 大型の施設が必要ではないか。
- ⑬ 整備後の雇用効果については統合リゾートの機能を全て併せた直接雇用人数である。カジノは 24 時間オープンという想定、ショッピング、グルメ・バー機能についても深夜遅くまで営業しているというイメージで試算されている。
- ⑭ 雇用誘発効果については、統合リゾートの建設に係わる「建設効果」と、統合リゾートの事業運営により、発生する「運営効果」とし、産業連関分析により、関連産業への波及も含めた雇用効果としている。
- ⑮ 資料 1 p5 の県内観光客 210 万人の記載について、平成 27 年の統合リゾートオープン当初に想定される沖縄の人口推計値を基に、現在海洋博記念公園への来館者のうち県民は 50 万人～60 万人、これを統合リゾートオープン時の人口推計値と掛けた試算である。
- ⑯ オペレーターは世界中におり、沖縄県の統合リゾートがビーチ型、オーシャン型、海浜リゾートというコンセプトとするならば、視察場所の候補は、バハマが望ましい。

- ⑰ ラスベガスはカジノ導入当初、子供を含む家族連れで行くとカジノフロアに入れなかったことから、家族で入れる施設にしたが、今度はオペレーターからすると、親がカジノフロアに来なくなり、家族対象の施設になりすぎたという経緯がある。
- ⑱ 施設内容の中に、ビーチ等を利用した学習の場を設けてはどうか。
- ⑲ 広大な敷地内の移動は体の不自由な方々も含め、リムジン等での送迎があっても良い。
- ⑳ 建物で圧迫感を感じないようリゾート空間としての演出が必要で、木陰等を設けるなど、ショッピング等で歩き回る人の動線を考慮するべきである。

(海外視察報告)

- ① ラスベガス観光局は独自予算で国内外に観光客誘致活動をしており、沖縄においてもそのような運営が可能な観光局を設置してもらいたい。
- ② 沖縄県のコンベンション施設は非常に規模が小規模であるため、大規模で2万人以上のコンベンション機能がなくては国際競争には勝てないのではないか。
- ③ ラスベガス観光局の組織体制・予算の資金源は宿泊税で80%としており、沖縄県で統合リゾートを設置する際は、宿泊税を導入して欲しい。
- ④ ラスベガスでは、宿泊する部屋の料金ごとに9%、またゲームマシーンごとに2ドルを徴収しており、それらは観光局の収益となる。うち47%は観光局、53%はインフラ事業に活用される。
- ⑤ ラスベガス市内は主要ホテル間をモノレールが運行しており、利便性が高い。
- ⑥ ネバダ州ゲーミング管理局によると、ラスベガスは罰則も厳しく、24時間歩ける、治安の良い街である。
- ⑦ ネバダ州はかなりのカジノ税収額が市民の生活に活用されている。
- ⑧ ラスベガスは税金が6.75%と低く、海外のカジノ経営者の誘致に有利である。
- ⑨ カジノ導入の際は、エンターテイメントに関わる人材育成、またはホテル等の管理、運営にかかる人材育成が必要である。
- ⑩ カジノ導入の際は、県内の高等機関でもゲーミングに関わる人材育成ができるようなシステムを構築など、ネバダ大学をモデルとした人材養成施設が必要である。
- ⑪ ラスベガスでは客の85%がカジノを利用しており、統合型リゾートにおいては、施設の運営を含め、カジノという収益マシーンがあってはじめて成り立つとしている。
- ⑫ 沖縄へのカジノ進出に関しては、地元を基本として考えることが必要で、反対意見が高い地域においては論議を尽くし、オペレーターを誘致する準備があることを全面に出してPRすることが重要である。
- ⑬ カジノオペレーターによると、空港からの距離は30分以内が好ましいとのことである。
- ⑭ 地元客の入場規制に関し、ラスベガス視察より感じたのは、県内容、県外客という考えより日本国民全体として考えるべきで、貨幣の海外持ち出し等の不便を考へても、沖縄県に導入されれば、現在目指している観光客数に達すると考える。
- ⑮ ハラーズエンターテイメント社は、日本への進出に積極的で、進出条件についても、「カジノを作るうえで魅力ある商品とは、①一生に一度は行きたいと思わせる内容、②リラックスで

きる、③ワクワクドキドキ感がある内容、④文化、精神世界的要素を取り込む、⑤自己啓発につながるような機能を取り込むことである」とした。

- ⑩ ハラーズエンターテイメント社は、カジノ利用者の対象について、外国人だけでは魅力が無く、税制に関しても進出における一番重要な問題としている。
- ⑪ ラスベガス視察では、カジノがあることでそこに巨大な街をつくりあげていくという意味では大きな脅威、影響力を感じた。
- ⑫ ラスベガスでは、子供の姿や学生の存在がみられなかったことから、沖縄県での導入の際はその点について考えなくてはいけない。

(県内で実施したカジノ・エンターテイメントに関する賛成・反対意見アンケート調査結果)

- ① 県内 80%、県外 20%で合計 359 件のサンプルが集まった。カジノ合法化に対する意見は賛否ほぼ半数でわずかに賛成が上回り、「分からない」が全体の半数あった。
- ② 「カジノに行ってみたいか」という質問に対し、「一度は行ってみたい」との回答が多く、6割を占めた。琉球大学、沖縄女子短期大学の学生へのアンケート結果でも 6:4 の割合で賛成が多かった。
- ③ カジノがよく分からないので反対という意見が多く、一方で施設があれば行ってみたいという意見もある。
- ④ 沖縄県民には公営ギャンブルもなく、パチンコのイメージはあるという社会において、カジノの経験はないという不安があり、本能的に反対をしている感がある。
- ⑤ 学生にカジノについて調べさせると、税収の仕組み等を知り、様々な効果が見込めることが分かると、そのような施設も必要なのではないかという意見が出た。
- ⑥ カジノ導入のメリットはあっても、導入の際は、青少年に対する規制は必要で、必要な対処を講ずるべきである。
- ⑦ アンケートを取り、今後の議論の根拠資料として整理することも重要である。

(カジノ導入における自民党の方針)

- ① 事務局ではカジノ導入目標は 7 年後としており、今後政府で法案等が通り、合法化されると、自民党法案では全国で 3 カ所とされている。
- ② 沖縄がカジノ導入モデルに選定されれば、県内での場所の特定が必要となり、その後オペレーターをプロポーザルで選定する。
- ③ 沖縄県がプロポーザルでオペレーターを選出する際は、要綱の中には沖縄県として、統合リゾートの基本方針を盛り込み、仕様書として提示することになり、その際、県の統合リゾートイメージとして今作成している 3 パターンの図を提示する。
- ④ オペレーターはアメリカの方が多いため、沖縄の歴史や風土を認識した上で独自にマーケット分析し、沖縄に導入する際のイメージを考案する。

(今後の沖縄型カジノ・エンターテイメント検討における課題)

- ① 県民への説明はシンプルで、目で見て感じることでできる資料での説明が必要である。

- ② 現在の状況での県民意識や今後の県民意識の把握し比較することで、今後啓発活動をしていく中で県民の理解度が時系列で分かる。
- ③ 反対意見の方はギャンブル性が強いことを強調しがちであることから、統合型リゾートとしての検討であることを県民に広く広報しなくてはならない。
- ④ 経済状況が現在不安定であることをわきまえた上で、さらに競争相手は世界にいることを理解し、沖縄型の条件を設定しなくてはならない。
- ⑤ 本委員会は、沖縄の将来をどうするかを考える中でのカジノ・エンターテイメント検討委員会であったが、県民へどう説明するかについて、誤解を解いていくためにも、名称を「統合リゾート型構想」等に変えてはどうか。
- ⑥ 国際会議、国内会議は、施設や交通面等のインフラが整っていることから、福岡で開催される会議が多いようだ。福岡に少しでも近づけるよう沖縄県としても、今後トータルな視点で観光行政を進めていきたい。
- ⑦ イメージ図について、施設等の紹介をする3分映像等を作成し発信すると、これが統合リゾートなのだという理解も広がるのではないかと。

(総括)

本委員会では、カジノの導入は是非かだけでなく、沖縄にもカジノ・エンターテイメントが導入されるのであればどのようなことが考えられるか、あるいは何故必要なのか、という視点で検討してきた。経済効果についても知ることができ、カジノ・エンターテイメントについて段々と形がつかめてきた。次年度県民へ啓発活動をしていく上で、カジノは是非かの議論となれば良い。

以上

※議事要旨中の配布資料及びそのページ数は「平成20年度カジノ・エンターテイメント検討事業調査報告書 資料編」を参照のこと。